

# 令和5年度 高根沢町教育委員会（5月）会議録

会議の日時	令和5年5月17日（水） 開会 午後3時00分 閉会 午後3時25分	場 所	高根沢町農村環境改善センター 2階 研修室
教育長及び出席委員の氏名	（教育長） 坂本 美知夫 （委員） 野中 直子 中野 謙作 齋藤 君世 佐藤 豪男	説明員及び書記氏名	（学校教育課） 課長補佐 小林 賢治 学校給食センター所長 林 博志 主任主事（書記） 穠本 詩音 （こどもみらい課） 課長 田中 圭子 課長補佐 鈴木 郁子 （生涯学習課） 課長 片野 秀光 課長補佐 赤羽 康弘 係長兼指導主事 齋藤 洋一
欠席委員の氏名			
会 議 事 項			
（1）審議事項 ① 高根沢町立学校給食センター運営委員会委員の委嘱について ② 高根沢町学校運営協議会規則の一部改正について （2）報告事項 ① 高根沢町教育委員会の学校訪問について ② 令和5年度就学援助の認定について （3）その他			

# 議 事 の 経 過

坂本教育長	<p>出席は4名で、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項による半数以上の出席を得ているため、教育委員会を開催します。</p> <p>(あいさつ)</p> <p>議事に入る前に、前回の教育委員会の会議録を承認してよろしいか諮ります。</p>
委 員	(異議なし)
坂本教育長	<p>異議なしと認め、高根沢町教育委員会(4月)会議録を承認します。また、本日(5月)の会議録署名人に佐藤委員を指名します。書記については、学校教育課の穂本主任主事を指名します。</p> <p>議事に入ります。<b>審議事項①高根沢町立学校給食センター運営委員会委員の委嘱について</b>事務局から説明をお願いします。</p>
林所長	<p><b>【説明要旨】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本委員が令和5年3月31日をもって任期満了となったため、高根沢町立学校給食センター規則第5条に基づき、新委員として20名を委嘱したい。</li> <li>・新委員の任期は、令和5年4月1日から令和6年3月31日まで。</li> </ul>
坂本教育長	委員から意見等がありますか。
委 員	(意見なし)
坂本教育長	意見等がなければ、 <b>審議事項①</b> について承認してよろしいですか。
委 員	(異議なし)
坂本教育長	<p><b>審議事項①高根沢町立学校給食センター運営委員会委員の委嘱について</b>承認します。</p> <p>続いて、<b>審議事項②高根沢町学校運営協議会規則の一部改正について</b>事務局から説明をお願いします。</p>
小林課長補佐	<p><b>【説明要旨】</b></p> <p>○改正理由</p> <p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正による条ずれを修正するため。</p> <p>○主な改正内容</p> <p>第1条の引用規定を「第47条の6」から「第47条の5」に改める。</p>
坂本教育長	委員から意見等がありますか。
委 員	(意見なし)
坂本教育長	意見等がなければ、 <b>審議事項②</b> について承認してよろしいですか。
委 員	(異議なし)
坂本教育長	<p><b>審議事項②高根沢町学校運営協議会規則の一部改正について</b>承認します。</p> <p>続いて、<b>報告事項①高根沢町教育委員会の学校訪問について</b>事務局から説明を</p>

# 議 事 の 経 過

	<p>お願いします。</p>																		
小林課長補佐	<p><b>【説明要旨】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今年度の学校訪問は、北高根沢中学校（11月14日）と北小学校（12月13日）を予定している。所要時間は、いずれも1時間の予定。</li> </ul>																		
坂本教育長	<p>委員から質問等がありますか。</p>																		
委 員	<p>（質問なし）</p>																		
坂本教育長	<p>質問等がなければ、<b>報告事項①</b>について承認してよろしいですか。</p>																		
委 員	<p>（異議なし）</p>																		
坂本教育長	<p><b>報告事項①高根沢町教育委員会の学校訪問について承認します。</b></p> <p>続いて、<b>報告事項②令和5年度就学援助の認定について</b>ですが、個人情報が含まれるため、非公開としてよろしいか諮ります。</p>																		
委 員	<p>（異議なし）</p>																		
坂本教育長	<p>異議なしのため、<b>報告事項②</b>について非公開とします。</p>																		
小林課長補佐	<p>（非公開）</p> <p><b>報告事項②令和5年度就学援助の認定について → 承認</b></p>																		
坂本教育長	<p>非公開を解除します。</p> <p>本日の議題は以上となりますが、他に報告等がありますか。</p>																		
田中課長 小林課長補佐	<p>新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業についてご説明します。</p> <p><b>【事業概要】</b></p> <p><b>（学校給食費の減免額・学校給食費減免相当額助成金の増額）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町独自で実施している学校給食費の減免の額に、2,500円を上乗せして減免する。</li> <li>・減免及び助成期間は、令和5年7月期から令和6年3月期まで（8か月分）</li> <li>・対象人数予定は、減免対象：2,152人、助成対象：19人。 <span style="float: right;">（円）</span></li> </ul> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 20%;">給食費月額</th> <th style="width: 20%;">町独自の減免額</th> <th style="width: 20%;">コロナ交付金による減免額</th> <th style="width: 25%;">保護者負担額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">小学校</td> <td style="text-align: center;">4,700</td> <td style="text-align: center;">-1,400</td> <td style="text-align: center;">-2,500</td> <td style="text-align: center;">800</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">中学校</td> <td style="text-align: center;">5,600</td> <td style="text-align: center;">-1,200</td> <td style="text-align: center;">-2,500</td> <td style="text-align: center;">1,900</td> </tr> </tbody> </table> <p>（低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）給付事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・低所得の子育て世帯（住民税非課税世帯等）に対し、児童一人あたり5万円を給付。</li> </ul>					給食費月額	町独自の減免額	コロナ交付金による減免額	保護者負担額	小学校	4,700	-1,400	-2,500	800	中学校	5,600	-1,200	-2,500	1,900
	給食費月額	町独自の減免額	コロナ交付金による減免額	保護者負担額															
小学校	4,700	-1,400	-2,500	800															
中学校	5,600	-1,200	-2,500	1,900															

## 議 事 の 経 過

	<ul style="list-style-type: none"><li>・前年度の給付金の支給対象者（申請不要）⇒5月末振込 家計急変者（要申請）⇒7月から随時振込（申請した翌月払い） （副食費（保育園・認定こども園・幼稚園）の減免事業）</li><li>・町独自で副食費を減免している家庭に対し、2,500円を上乗せして減免する。</li><li>・減免期間は、令和5年8月から令和6年3月まで（8か月分）</li><li>・対象人数予定は、保育園・認定こども園：331人、幼稚園：185人。</li></ul>
坂本教育長	本件について、委員から質問等がありますか。
野中委員	副食費の減免事業について、全ての保育園等の児童が対象になりますか。
田中課長	町内、町外問わず副食費を支払っている全ての者が対象です。現在、副食費は低所得者や第3子以降の児童からは徴収していません。
坂本教育長	次回の教育委員会は令和5年6月21日（水）総合教育会議終了後からの開催を予定しています。 以上をもって、教育委員会を閉会します。

教育委員会会議規則第20条の規定により、署名する。

令和5年5月17日

教育委員会委員